

学校法人制度改革特別委員会 (第4回)	参考資料3
令和4年3月9日(水)	

一般社団法人大学監査協会

2022年3月1日

## 監事が実施する学校法人の業務監査の意義

### 1. 問題の所在

私立学校法（以下「私学法」という。）は、監事の職務について以下のように規定している（私学法第37条第3項）。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校法人の業務の監査</li> <li>② 学校法人の財産の状況の監査</li> <li>③ 理事の業務執行の状況の監査</li> <li>④ 監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出</li> <li>⑤ 監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告、又は理事会及び評議員会に報告</li> </ul> |
|--|

さらに、私学法は監事に理事の職務の行為の差止権限を与えている（私学法第40条の5）。

会社法は、監査役の職務を取締役の職務執行の状況を監査すること（会社法第381条）としており、取締役会への報告義務（会社法第382条）、取締役の行為の差止権限（会社法第385条）等を規定している。監査役の職務を一言で表現すれば、会社のガバナンスに責任を持つものとして、取締役の違法行為等を抑制することにある。

私学法も監事の職務として理事の業務執行の状況の監査を挙げており、さらには不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があったときの報告義務、理事の職務の行為の差止権限等を規定している。したがって、会社法と同様に、学校法人のガバナンスに責任を持つものとして、理事の違法行為等を抑制することは監事の職務であると考えられる。

しかしながら、私学法第37条3項1号においては、監事の職務として学校法人の業務の監査を挙げています。業務を、組織の事業活動の目的を達成するために組織内のすべての者が日々継続して取り組む活動と考えれば、学校法人の業務の監査は、相当広い範囲を監査対象とすることになるが、どこまでやればよいかは明確ではない。また、学校法人の業務監査とは、学校法人の業務に対し総合的な意見を表明するものなのか、問題点があればそれを報告するだけでよいのかも不明である。

学校法人の業務に対し総合的な意見を監査報告書に記載した場合、業務の適切性について監事が保証を与えたと判断される可能性がある。そのため、将来法令違反や不祥事等が発覚した場合、監査報告書における虚偽の記載があったとして第三者から損害賠償責任を追究される可能性も否定できない。

したがって、監事による学校法人の業務の監査の意義を検討することは、喫緊の課題と考える。

## 2. 監事による監査報告書の記載事例

以下は、首都圏の10の大学法人の web サイトから、2020年度の監事監査報告書における業務監査の結論の記載を抽出したものである。

A 大学	(2) 本学の業務若しくは財産の状況に関する不正の行為又は法令若しくは校規に違反する重大な事実はないものと認めます。
B 大学	学校法人 B 大学の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況は適切であり…… 業務または財産に関し不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
C 大学	学校法人 C 大学の業務の執行に関しては法令及び寄附行為に違反する重大な事実はなく……
D 大学	同法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、…… 同法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
E 大学	(1) 学校法人 E 大学の業務に関する決定及び執行は、適正な手続を経て行われており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
F 大学	(1) 学校法人 F 大学の業務に関する決定及び執行は適切な手続を経て行われており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為はなく、かつ、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
G 大学	学校法人 G 大学の業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執行は適切であり …… 業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは学校法人 G 大学基本規定(寄附行為)に違反する重大な事実はないものと認める。
H 大学	学校法人 H 大学の業務に関する決定及び執行は適切な手続を経て行われており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
I 大学	学校法人 I 大学の業務に関する決定及び執行は適切であり …… 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関して、不正行為、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないことを認めました。
J 大学	J 大学の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実は認められません。

このように大学によって記載にバラつきがあるが、概ね3つのパターンに分類することができる。

パターン1 A,C,J 各大学	「本学の業務若しくは財産の状況に関する不正の行為又は法令若しくは校規に違反する重大な事実はない」旨のみを記載し、業務自体については意見を付していない。
パターン2 B,D,G,I 各大学	不正や法令違反の有無の記載に加え、「同法人の業務に関する決定及び執行は適切」である旨を記載している。
パターン3 E,F,H 各大学	不正や法令違反の有無の記載に加え、「業務に関する決定及び執行は、適正な手続を経て行われており・・・」旨を記載している。パターン2と異なり、業務が適切という記載ではなく、業務に関する手続が適正である旨を記載している。

学校法人のガバナンスに責任を持つものとして、不正や法令等に違反する事実の有無を監査した結果については、パターン1から3まで共通して記載されている。一方、学校法人の業務の監査について、パターン1では直接的な記載がないが、パターン2では「学校法人の業務に関する決定及び執行は適切」といった総合的な意見が記載されている。また、パターン3は、業務に関する手続に不備がないことを記載しており、業務に関する決定や執行の適切性等を直接評価はしていない。

監事の監査報告書のような学校法人のガバナンスにとって重要な意味をもつ文書において、結論の記載に相違があることは好ましいことではなく、監査報告書の記載内容について法令等により明確にすることが望ましい。

### 3. 外部監査人による監査及び内部監査との比較

学校法人における監査の実施者として、監事の他に私学振興助成法監査を実施する公認会計士又は監査法人（以下「外部監査人」という。）及び内部監査がある。

外部監査人の監査においては、監査報告書に計算書類の適正性について総合的な意見（適正意見）を表明することにより、その信頼性を保証することが目的となる。この場合、一般に公正妥当と認められる会計基準（私学振興助成法監査においては「学校法人会計基準」）が存在することが前提である。このような基準があることで、職業的専門家である外部監査人が監査基準に準拠して監査を行う限り、誰が実施しても同じ結論を得ることができる。

これに対し、内部監査が、学校法人全体としての業務の適切性等について総合的な意見を表明することは通常ない。監査対象として選択した部署や業務プロセスの監査を行った結果、発見された問題点や改善点を理事長等に報告し、改善状況のフォローを行うのが一般的である。

監事が実施する学校法人の業務の監査とは、外部監査人の監査のような保証業務なのか、あるいは内部監査のように問題点の有無を検討し発見した問題点及び改善案の報告を行なう業務なのか、私学法では明確に規定されていない。そのため、その意義が分かりにくいも

のとなっており、結果として「2」に記載したように監査報告書の記載にバラつきがあるという状況に陥っていると考えられる。

#### 4. 監事監査報告書における学校法人の業務の監査に関する記載

学校法人の業務に関する監事監査報告書の記載について、「2」のパターン1から3について検討すると以下のとおりである。

##### パターン1

業務に関する不正や法令違反等がないことを表明することにより、間接的に業務に関する決定・執行が適切であったことを表明しているものと思われるが、私学法の規定への対応という点では不十分と考えられる。

##### パターン2

適切とは「状況・目的などに適合していること。その場や物事にふさわしいこと。」と考えられる。したがって、学校法人の業務が適切とは、重要な不備がないことを超える水準で業務が実施されていることを意味する。業務に関する客観的な評価基準を設定するのは困難であり、このような評価が可能かどうかには疑問がある。また、ステークホルダーに対し、不備等が一切存在しないという誤解を与える可能性がある。

##### パターン3

業務に関する手続に不備がないことをもって業務に関する決定・執行が適切とは言い切れず、私学法の規定への対応として十分とはいえない。

私学法に規定されている以上、学校法人の業務に関する決定・執行について何らかの総合的な結論を記載すべきであるが、適切という用語を安易に使用することにはリスクがある。

したがって、実施した手続等を監査報告書に明確に記載した上で、当該手続を行った限りでは「学校法人の業務に関する決定・執行に重要な不備は認められなかった。」あるいは「学校法人の業務に関する決定・執行に指摘すべき重要な事実はない。」といった記載を行うのが適切と考えられる。

但し、実施した手続に関する監事監査報告書への記載は、要約したものにならざるを得ないため、例えば以下の点を監査調書として明確に文書化しておくことが必要である。

##### 監査計画

- ・ 監事として対応すべき重要な業務上のリスク
- ・ 当該リスクを選定した理由
- ・ 重要性の判断基準とその決定プロセス
- ・ 監査対象業務の選定方針（ローテーション計画の方針を含む。）
- ・ 識別した業務上のリスクを軽減する内部統制の把握
- ・ 重要な業務上のリスクに対して実施する監査手続
- ✓ リスクの優先順位の評価

- ✓ リスクを軽減する内部統制の有効性評価の方針
- ✓ 内部統制の有効性を評価するために実施する手続 等

#### 監査の実施状況

- ・ 監査対象とした業務の記述
- ・ 実施した手続とその結果

#### 監査の結論

- ・ 発見された不備の要約
- ・ 発見された不備の質的・量的評価
- ・ 総合的な意見表明に至るプロセス

なお、実施すべき事項や調書様式等は、監事監査規程等において明確に文書化しておくことが望ましい。

### 5. 不適切な決定・執行に対する監査報告書の記載

監事は、学校法人の業務の監査及び理事の職務執行の状況を監査した結果、発見された不適切な決定・執行、特に不正や法令違反等があれば、直ちに理事長等には是正を求めなければならない。監事による是正が実効性をもつよう、私学法は、発見された不正・法令違反等の所轄庁、理事会又は評議員会への報告、法人に著しい損害を与える可能性のある法令・寄附行為に違反する行為に対する差止請求を規定している。

しかし、これらを行っても、年度末までに重大な不正、法令違反、不適切な決定・執行が是正ないし防止されなかった場合、監事は監査報告書にその旨、内容、不適切と判断した理由等を記載すべきである。特に著しく不適切と認められる場合は、学校法人の業務や理事の業務執行の状況が適切とは認められない旨を明確に記載しなければならない。

また、年度末までに是正ないし防止された場合においても、その重要性に鑑み、内容、経緯等を監査報告書の追記情報として記載することが考えられる。

現状では、このような状況における監事監査報告書の記載について、具体的なガイドラインは存在しない。監事の学校法人の業務監査に係るさらなる法令整備を踏まえ、所轄庁や一般社団法人大学監査協会のように個別学校法人の利害から中立的な組織が、今後具体的なガイドラインを整備していくことが必要である